

# 若年性認知症 ハンドブック

~本人と家族の方へ~



富山県若年性認知症相談・支援センター

# はじめに

若年性認知症は、現役で働いている年代の人に発症します。

仕事は続けられるだろうか、子供や親のことはどうなるだろう  
か、これから病気はどうなっていくのだろうかなど、不安なことは  
いろいろあるでしょう。

でも、適切な治療を受けることで、病気の進行を遅らせる場合  
があります。

また、支援を受けることで安心して生活することも可能です。  
この冊子は、病気のことや活用できる制度等についてわかりや  
すくまとめたものです。

ご活用いただき、あなたとご家族が少しでも前向きな生活が送  
れるようになれば幸いです。



\*若年性認知症とは、65歳未満で発症した認知症をいいます。

若年性認知症の状況（H21年3月厚生労働省発表）

- 全国の若年性認知症の方は、約37,800人です
- 富山県では、約380人と推計されます
- 発症年齢は、平均51.3歳 女性より男性に多い

# 目 次

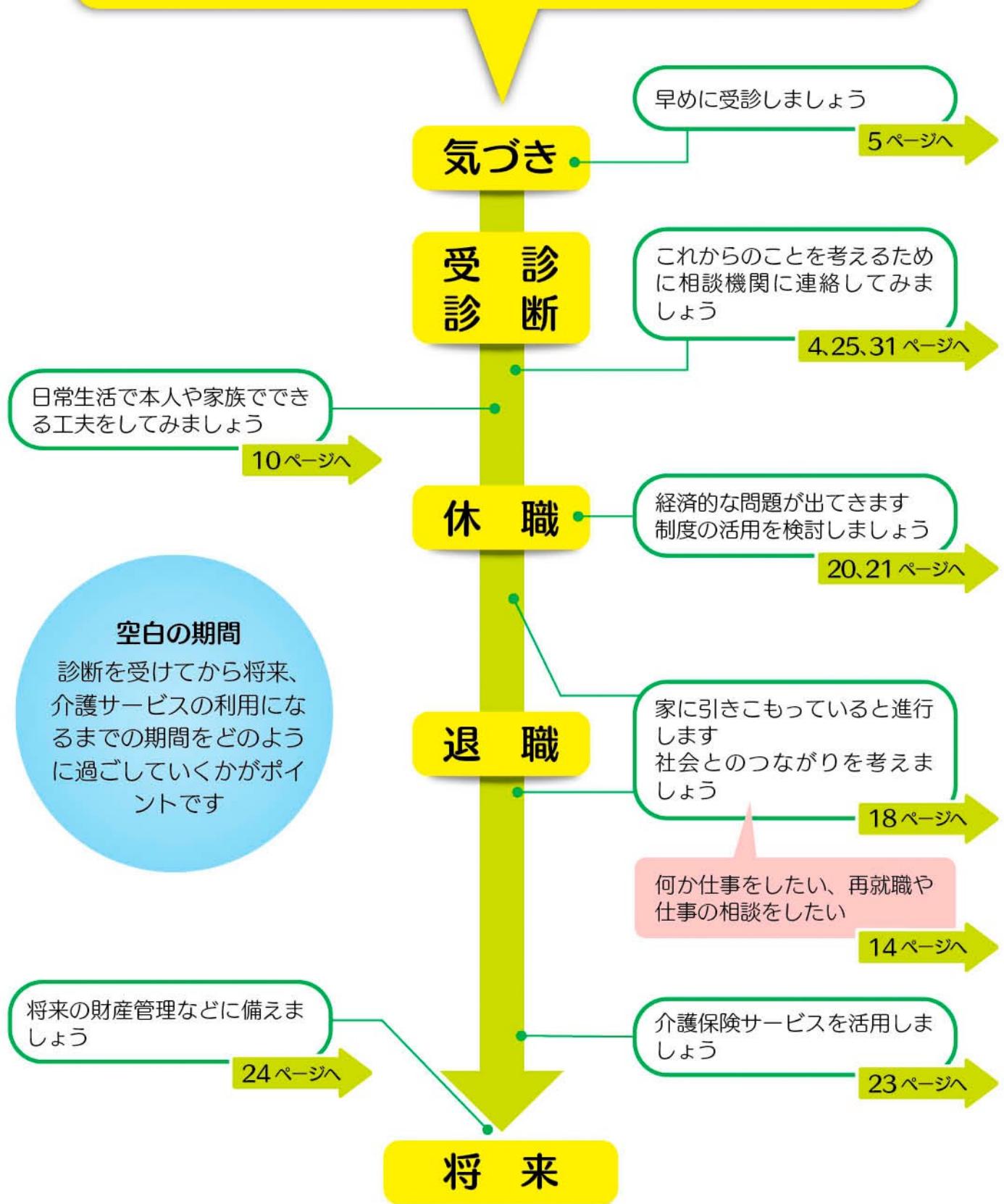
<b>本人の状況別ハンドブック早見表</b>	1
<b>若年性認知症ってどんな病気？</b>	2
1. 若年性認知症について	2
2. 原因となる疾患別の主な認知症	2
3. 認知症の症状	3
<b>「認知症かもしれない」と思ったとき</b>	4
1. はじめに気づくのは本人	4
2. まず、相談してみましょう	4
<b>医療機関の受診</b>	5
1. 早期受診が重要です	5
2. 受診する医療機関	5
3. 受診するときに気をつけること	6
4. 検査・診断	7
5. 治療	8
6. 診断直後の相談・支援	8
<b>若年性認知症と診断されたら～本人の思い・家族の思い</b>	9
<b>日常生活で配慮すること</b>	10
1. 日常生活ができる工夫	10
2. 周りが配慮すること	11
3. 車の運転について	12
<b>仕事のこと</b>	14
1. 仕事を続けるために	14
2. 休職・退職した時の支援	15
①傷病手当金（健康保険）	15
②雇用保険（失業給付）	15
③公的年金の手続き	16
④公的医療保険の手続き	16
3. 再就職したいとき	17

<b>社会とのつながりを持ち続けるために</b>	18
1. ボランティアや趣味、習い事、余暇活動など	18
2. 若年性認知症の本人と家族の交流会	18
3. 認知症カフェ	18
4. 認知症の人と家族の会 富山県支部	19
5. サービスを利用した活動の場	19
<b>医療費の助成制度</b>	20
1. 自立支援医療（精神通院医療）	20
2. 高額療養費制度	20
3. 特定医療費（指定難病）助成制度	20
4. 高額医療・高額介護合算療養費制度	20
<b>経済的な支援</b>	21
1. 障害年金（障害基礎年金・障害厚生年金）	21
2. 生活福祉資金貸付制度	21
3. 税制における優遇制度等	22
4. 生命保険や住宅ローン、子どもの就学資金	22
<b>状態に応じて利用できる制度</b>	23
1. 精神障害者保健福祉手帳	23
2. 介護保険サービス	23
3. 権利擁護	24
・日常生活自立支援事業	24
・成年後見制度	24
<b>【相談窓口等一覧】</b>	25

# 本人の状況別ハンドブック早見表

若年性認知症かもしれないと思った時、  
若年性認知症と診断された時、

どうすればいいの？



空白の期間  
診断を受けてから将来、  
介護サービスの利用になる  
までの期間をどのように  
過ごしていくかがポイントです

将来の財産管理などに備えましょう

24ページへ

介護保険サービスを活用しましょう

23ページへ

何か仕事をしたい、再就職や  
仕事の相談をしたい

14ページへ

家に引きこもっていると進行します  
社会とのつながりを考えましょう

18ページへ

# 若年性認知症ってどんな病気？

## ① 若年性認知症について

認知症と年相応の物忘れとは別のことです。認知症は、脳の神経細胞が障害されていくために起こります。

原因が脳の病的な変化である

- ・脳の萎縮（脳が萎縮し小さくなる）
- ・脳梗塞などの脳血管の障害

日常生活や仕事など社会生活を営むのに支障がある

4つの基準に該当すると認知症と診断されます

記憶などの知的な働き（認知機能）が低下していく

意識は、はっきりしている

## ② 原因となる疾患別の主な認知症

### 脳血管性認知症

脳卒中（脳梗塞や脳出血）などに引き続いていることがあります。脳梗塞や脳出血の発作を繰り返し、段階的に進行します。知的機能の障害の他にまず、しびれや麻痺、歩行障害などの身体的な機能低下が発症します。記憶障害はあっても、判断力は保たれているなど、症状にムラがあることも特徴です。

### アルツハイマー型認知症

脳の神経細胞が徐々に減って、正常に働くなくなる病気です。初期の主な症状は物忘れですが、理解力、判断力により物事の段取りが分からなくなったり、意欲低下が目立つ場合もあります。病気が進行すると時間や場所を間違えたり、日常使用している物の名前が出にくくなったりします。

### 前頭側頭型認知症

脳の前方部分（前頭葉や側頭葉）が萎縮し血流が低下することによって起こります。初期の頃は、物忘れの症状が目立たず、「反社会的な行動」や「衝動的な行動」をとることがあるため、「人格が変化」したように感じます。病気の自覚がなく、同じことを繰り返し行う「常同行動」や「言葉の意味が分からなくなり、文字の読み違い」といった症状が目立つ場合もあります。

### レビー小体型認知症

脳の中に、「レビー小体」というものがあります。ふるえや、ゆっくりした動作などパーキンソン病のような症状があります。幻視が初期から現れ、妄想が現れることもあります。日や時間帯によって、頭がはっきりしている時とぼーとしている時を繰り返しながら進行します。

### その他

慢性硬膜下血腫や正常圧水頭症などは、原因となっている病気を治療すれば、症状が改善することもあります。

### ③ 認知症の症状

認知症の症状は、基本的な症状である中核症状と、それに伴う二次的な症状である行動・心理症状とに分ることができます。

#### 中核症状(基本症状)

脳の障害が原因で起こる症状で、程度の違いはあっても、認知症の方には誰にでもみられるものです。

##### 新しい記憶から薄れていきます

初期には数日前のことが思い出せなくなりますが、やがて数分前のこととも思い出せなくなります。



##### 時間や場所がわからなくなります

「いつ」や「どこ」など場所や時間がきちんと認識できなくなることを「見当識障害」と言います。

##### 判断力・理解力・思考力などが低下していきます

それまでできていたこと(料理や旅行計画など)の手順がわからなくなります。些細な変化への対応が困難になります。



#### 行動・心理症状(二次的な症状)

中核症状に加えて、それに様々な要因が加わって現れるものです。人によって現れ方が様々で、個人差が大きく、誰にもでもみられるとは限りません。原因を探り対応の仕方を工夫したり、状況によっては服薬による治療で改善する場合があります。

##### ひとり歩き(徘徊)

目的なく歩き回るようにみえますが、本人なりの目的があるようです。



##### 不安・焦燥・意欲低下

強い不安を感じたり、イライラしたり、元気がなくなったりします。



##### 幻覚

現実にはないものが見える(幻視)、聞こえる(幻聴)と訴えます。

##### 妄想

現実には起きていないことを信じて疑いません。

##### その他

無気力、攻撃的な言動、過食など食行動の混乱など



# 「認知症かもしれない」と思ったとき

## ① はじめに気づくのは本人

多くの若年性認知症の人は、自分の身に起きていることについて自覚があります。今までの自分と今の自分の変化に気づきながらも、そのギャップを否定し受け入れることができないために、心に葛藤が生じます。

### このような変化はありませんか？

#### 本人が気づくこと

- 新しいことが覚えられない
- 物忘れが多くなった
- 電話の対応ができなくなってきた
- 考えるスピードが遅くなった
- やる気がなくなった

#### 家族が気づくこと

- 同じものを買ってくる
- 同じ料理ばかり作る
- 性格が変わった



## ② まず、相談してみましょう

認知症を疑った段階では、「どこに相談すればよいか」わからないかもしれません。気軽に相談できる電話相談窓口の活用や普段からかかっているかかりつけ医、職場の産業医などへ相談してみましょう。

### 電話相談窓口

- 富山県若年性認知症相談・支援センター(P25・31)
- 最寄りの地域包括支援センター(P26・27)など

気軽に相談ができ、受診先や手続きの窓口などの紹介をしてくれます。また、生活や介護の工夫の仕方や、日頃の悩み、身近な人にはなかなか言えないことも相談できます。

### かかりつけ医や産業医等に相談

- かかりつけ医がいれば、その医師に相談しましょう。
- 勤めている人は、職場に産業医や健康相談室があれば、相談してみるのも良いでしょう。

\*かかりつけ医や産業医に相談する場合は、相談したいことを整理するためにあらかじめ心配なことや気付いたことをメモしていきましょう。

## ① 早期受診が重要です

### 【早期診断・早期治療が大切な理由】

#### 早期治療により進行を遅らせることができる場合があります

- ・アルツハイマー型等の認知症では、薬で進行を遅らせることができる場合があるといわれています。

#### 治療により改善する場合があります

- ・硬膜下血腫や甲状腺疾患によるものなど早期発見・早期治療により、改善が可能なものもあります。

#### 症状が軽い間に生活の工夫や今後の生活の準備ができます

- ・職場でも周りの理解と協力を得て早めに働き方を見直して、仕事が継続できる等、就労期間を延長することができます。
- ・本人や家族・周囲の人が認知症の事を知り、心構えの時間ができ、今後の生活への備えをすることができます。



## ② 受診する医療機関

気になる症状があっても、「どこに受診すれば良いか」分からぬ場合もあります。

### かかりつけ医がいる場合

まずは、かかりつけ医を受診し、専門医療機関の受診について相談しましょう。かかりつけ医の紹介状があると専門医療機関への受診もスムーズになります。

### かかりつけ医がない場合

- 認知症疾患医療センターや医療機関の「もの忘れ外来」「認知症外来」など認知症を専門に診療しているところをお勧めします。また、精神科(神経科など)・神経内科、脳神経外科でも診てもらえます。
- 認知症サポート医を受診  
国が実施する「サポート医研修」を受け、認知症に関する専門知識・技術を持ち、かかりつけ医への助言や地域の認知症医療の中心的役割を担います。

サポート医は「富山県高齢福祉課」で検索できます

<http://www.pref.toyama.jp>

※受診する前にそれぞれの医療機関に確認することをお勧めします。

## 富山県内の認知症疾患医療センター

\* 認知症疾患医療センターは、県が指定し、専門医相談や専門医による相談や診察を行っています。まずは、電話をして、相談や受診の予約をしましょう。

にいかわ認知症疾患医療センター (魚津緑ヶ丘病院)	谷野呉山病院認知症疾患医療センター	北陸病院認知症疾患医療センター	高岡市民病院認知症疾患医療センター
TEL 0765-22-3399	TEL 076-436-2324	TEL 0763-62-1950	TEL 0766-23-0204
月～金曜日 9時～16時 土曜日 9時～11時 (祝日、年末年始除く)	月～金曜日 9時～17時 (祝日、年末年始除く)	月～金曜日 9時～16時 (祝日、年末年始除く)	月～金曜日 9時～16時 (祝日、年末年始除く)
魚津市大光寺287	富山市北代5200	南砺市信末5963	高岡市宝町4-1

## ③ 受診するときに気をつけること

- 普段の様子を知っている人が付き添って受診するようにしましょう。
- 受診の際には、最初に気付いた症状やこれまでの経過、他の疾患の有無、服用している薬の内容などをあらかじめメモしていきましょう。



### \* 医師との関係 \*

認知症の多くは進行していく病気です。普段の本人の状態を伝えることで医師は状態の変化を把握し、治療方針を立てることができます。また、障害者手帳や障害年金、介護保険の申請等にも医師の診断書などが必要になりますので、信頼できる医師に相談ができる関係を作りおくことがとても大切です。

## ④ 検査・診断

### 【認知症の診断のために行われる検査】

#### 問診

最初に気付いた症状や今までの経過、認知症ではないかと思うエピソードを本人や家族等から聞き取ります。また、他の病気の有無、服用している薬、家族歴なども聞きます

#### 内科的検査

身体の状況を把握したり、認知症の原因となる病気や認知症に似た症状を起こす病気の有無を確認するために、内科的診察や血液検査などを行います

#### 診断

#### 神経心理検査

質問に答えることなどにより脳の働きを調べます

#### 画像診断

脳の萎縮や血流が低下している場所と程度を調べます

これらの結果を総合して診断され、本人や家族と治療やケアの方針が検討されます。

#### 告知について

告知は、治療始まりの第一歩です。また、本人が病気に立ち向かうことを決意する最初の機会でもあります。医師から直接本人に告知してもらうようにしましょう。

本人に自身の病気を正確に伝え、今後の生活をどのように支援していくか、主治医を中心にしてしっかりと話し合いましょう。そして将来どのように生活を過ごしたらいいか、そのためにはどのような準備をしなければならないかを相談機関に相談してみてください。

## 5 治 療

### 【薬物療法】

認知症の治療薬はこのようなものがあります。

商品名	アリセプト	レミニール	リバスタッチ イクセロン	メマリー
一般名	ドネペジル	ガランタミン	リバスチグミン	メマンチン
薬 効	認知症の中核症状(P3)の進行を遅らせる			
	抑うつや無関心 にも効果	神経伝達物質の 分泌を促進	貼付薬のため、 服用遵守しやすい	興奮や攻撃性に効果

\* 用量や副作用は個人差があります。日頃の様子を主治医に伝える事が大切です。



## 6 診断直後の相談・支援

診断を受けた後は、治療や経済的問題を含めた医療や生活の事等、様々なことが不安になると思います。その場合、受診した医療機関の地域連携室等にいるソーシャルワーカーや富山県若年性認知症相談・支援センター(P25・31)に相談してみましょう。今後のことと一緒に考えてもらえます。

**事例紹介**

**記憶力の低下と異常な行動が始まり…**

Aさんは51歳の女性で専業主婦です。ある年の3月、「夫が隣の家の女性と散歩に出かけた」と言い出しました。これが、夫が異常に気付いた最初の出来事です。記憶力が低下し、食事の用意がきちんとできなくなりました。徘徊することもあり、だんだんと他の家事もおろそかになるとともに、朝方、興奮状態で近所の家々のチャイムを鳴らすようになります。また、物を頻繁に探すようになったため、夫に付き添われて病院を受診し検査を受けました。

## 本人の思い

### ●不安が大きい

自分に何かが起こっている、また、これまでの自分と何かが変わっていると感じます。これからの自分はどうなっていくのだろう、家族に迷惑をかけてしまうのだろうか…という不安を抱いています。

### ●ストレスを感じています

注意をしたり、訂正するなど家族の言葉が強くなってしまうと、本人は自信を失ったり、怒りを感じたりします。

### ●徘徊や暴言

不安からくる様々な思いが、問題行動に繋がります(P3)。これまでの自分とは変わってしまう、できなくなるという不安は、時に自分が自分であることも不確かを感じさせてしまいます。



\*できなくなっていく本人を受けとめることは、家族にとって大変なことです。病気を理解し、本人の思いに寄り添って接することで、本人の不安も徐々に和らいでいきます。

## 家族の思い

### ●ゆとりがなく追いつめられます

わかっているがつらく当たってしまいます。「なぜ、自分が…」「こんなに頑張っているのに」と理解してもらえないことに怒りを感じてしまいます。認知症の人を拒絶するようになり、そのことで自己嫌悪に陥ったり、うつ状態になったりします。

でも、少しずつ介護に慣れて、うまく対応できるようになります。それには、**病気に関する知識、介護のノウハウを知ることが大事です。同じ介護者同士で話をしてみましょう。(P18・19)**

### ●徐々に本人を受け入れられるようになります

家族は、介護者として努力を重ねながら、やがて認知症になった本人を受入れができるようになる人もいます。

介護が必要でなくなった時には、つらかった介護経験をとおして、変化した自分を振り返り、「大変だったけど無駄ではなかった」と感じるようになります。

介護が苦しくつらいことがあります。**その気持ちを聞いてもらえる人を見つけてください。(P18・19)**



# 日常生活で配慮すること

## 1 日常生活でできる工夫

物を置き忘れる、大事な用事を忘れてしまうなどの日常生活での困りごとは、少しの工夫で改善できる場合があります。

- メモ、カレンダーなど目で見る手がかり、タイマーなど耳で聞く手がかりを活用しましょう。メモをするのは物忘れを防ぐよい方法です。スマホを使い慣れている人は活用しましょう。
- 本人がメモをするのが難しい場合は、家族や周りの人がメモを取り、その都度メモを見ながら確認します。メモは簡単に、大事な情報だけ書くようにします。

### 忘れても困らないコツ

カレンダーや日めくりカレンダーを活用しましょう。



- ・日にちや曜日を確認しやすいように、予定はわかりやすく、メモしておきましょう。

ホワイトボードも有効です。

- ・本人が書いたり消したりできます。  
※家の中の見やすいところに設置しましょう。

家族の電話番号など、見やすい場所にメモを貼っておきましょう。いざという時安心です。

約束は、メールで行うと後から確認できるため便利です。

### 忘れものを防ぐコツ

普段よく使うものは決まった場所にしまうようにしましょう。

- ・日頃から、身の回りの物を整理整頓しておきましょう。
- 引き出しには、入っているものを書いたラベルを貼っておきましょう。
- ・必要なものを見つけやすくなります。

外出するときは、鍵、財布、携帯電話など必要なものを一つの袋にまとめておきましょう。



- ・持っていく物のリストを見やすいところに貼っておく方法もわかりやすいでしょう。

### 服薬を忘れるとき

- ・薬が複数になる場合は、薬局で相談し、時間ごとに一包化してもらいましょう。
- ・お薬カレンダーや1週間分の薬を、朝、昼、夕、寝る前、と分けて入れられる容器を活用しましょう。
- ・飲む時間を忘れる場合には、スマホ（使い慣れている人）やタイマー、服薬管理カレンダーなどを使う方法もあります。



### 家事に関するこ

- ・食事が毎日同じようなメニューになってしまふときは、あらかじめ大まかな献立をカレンダーや日めくりに書いておく方法もあります。
- ・ゴミ出しは、指定された日を忘れないようにカレンダーや日めくりにゴミを出す日と種類（燃えるゴミ・燃えないゴミ・資源ごみ・ビンやカンなど）をわかりやすく書いておきます。
- ・クレジットカードの利用状況の把握が難しい場合は、カードでの買い物は控えましょう。

## ② 周りが配慮すること

認知症の様々な症状に対しては、家族や周りの人の対応や暮らしの環境なども大きく影響するといわれています。特に家族の対応が本人の気分や症状に大きな影響を及ぼします。周りのちょっとした配慮でお互いに生活しやすくなります。

### 本人に接するときのコツ

何回も同じことを聞くときはその都度、同じことを何回も伝えましょう。

本人の間違いは「そうだね」と、まず受け止め、さりげなく訂正するようにしましょう。途中で話を遮ってしまうと混乱したり、話す内容を忘れてしまうことがあります。

- ・質問をするときは答えやすいように具体的な選択肢をあげて尋ねるようにしましょう。
- ・相手の感情を敏感に感じ取る場合があるので、穏やかな口調や表情で話しかけるようにしましょう。
- ・わかりやすい言葉と短い文章で伝えるようにしましょう。分かりにくいときは文字に書くと伝わりやすい場合もあります。

### できることで役割を

できることや役割をお願いしましょう。やってほしいことは、具体的にゆっくり、わかりやすく伝えましょう。やってもらったら「ありがとう」と伝えましょう。

### 記憶の保持を助けるために

会った人や出かけた所を写真で記録しておく方法もあります。  
(日付を入れておきましょう)

### 信頼できる協力者を持ちましょう

介護をする中で、家族が説明しても本人が聞いてくれない時があったら、本人の信頼する人等から説明してもらうと良い場合があります。

### 困ったときの対策を

「道に迷ったら、周囲の人に尋ねる」など、日頃から困ったときの対応を家族で、繰り返し話し合っておきましょう。



## 事例紹介

これからどうなるのかと不安でいっぱいです

Bさん(女性)は56歳で認知症と診断を受ける半年前から、同じメニューを繰り返し作るようになり「何を食べたい?」と何度も聞くようになりました。また、財布の置き忘れが多くなり「どこかにしまったはずなのに…」と何度も探すようになりました。ある時は「誰かが家に入つて盗っていった」等と言い出しました。よく頭を抱え込んでいることがあり、後になって家族は「自分の身に何が起ったのか、これからどうなるのか」と悩んでいたのかもしれない振り返りました。

診断1年後くらいから徘徊するようになりました。始めは一人で帰宅できていましたが、ある時、夜遅くなつても帰つてこないため、家族が警察に電話しようとしたときにBさんから連絡がありました。Bさんが家族に会つて最初に言ったのは「ああ、よかったです。迷惑かけてごめんね」という言葉でした。道に迷つたこと、家族に迷惑をかけることはわかっていたのです。



### 目を離すと外へ出て行つてしまうときの対応

#### ●外に出ていく原因や目的がある場合

- ・止めたり慌てたりせずできるだけ一緒に付き添うことも大切です。本人なりの目的やどんなルートで外出しているのかを知っておくと良いでしょう。

#### ●迷子になる場合に備えて

- ・いつもの持ち物や衣服や靴などに名前、住所、連絡先をつけておくことも一つの方法です。また、近所の人や地域の警察に事情を話し、写真を見せるなどして、本人を見かけたら連絡してもらうようにお願いしましょう。
- ・家庭ではドアを開けるとチャイムが鳴るセンサーをつけ、外に出たことがわかる工夫をしてみましょう。
- ・地域によってはSOSネットワークシステムがあり、居場所の確認や携帯端末機の貸し出しをしてくれることもありますので、お住いの市町村に確認してみましょう。

## ③ 車の運転について

認知症になると道に迷うだけでなく、一時停止しなかつたり、信号の誤認や、道路の逆走などの、それまでは考えられなかつた操作ミスをしたり、とっさの判断が難しくなります。なるべく早く運転をやめるよう勧めましょう。

#### ●どの時点で運転をやめるか

判断は難しいですが、家族や主治医等を含む周りの人が危ないと判断したらやめる時です。しかし、地域によっては、車がないと生活するうえで不便になることや職業によっては、すぐに運転を止めることが困難な場合もあります。

### ●すぐに運転をやめることが困難な場合

家族が運転をやめるように説得するには、車に代わる移動手段の確保と楽しみや生きがいを運転以外に見つけられるようにサポートしていく必要があります。



### ●運転をやめてもらうには

本人が納得し、免許証を自主返納することが望ましいのですが、本人の思いやプライドもあるので十分な配慮の上、主治医から話してもらうのも良いでしょう。又は、子供や孫が説得する、友人や信頼する近所の人が説得する、自動車販売や修理店の人に協力してもらうなど、本人がスムーズに止められる方法を考えてみましょう。

### ●運転に不安があるときの相談窓口

免許センターには運転適性や病気などについての運転適性相談窓口があり、運転に不安がある場合の免許証の更新について相談できます。

#### 相談窓口

富山県警察本部交通部運転免許センター 適性相談係  
☎076-451-2140（直通）又は、☎076-441-2211（代）

## 運転免許証を自主返納すると運転経歴証明書の交付を受けることができます

病気などの理由で運転免許証の取消し（自主返納）をした方は、自主返納の手続きをした日から5年以内であれば「運転経歴証明書」（運転免許証と同一サイズ）という身分証明カードの交付を受けることができます。

- 運転免許証と同様に身分証明書として使用することができます。
- 運転免許証と同じように再交付や住所等の変更をすることができます。



#### 問合せ・申請先

富山県警察本部交通部運転免許センター 免許管理係  
(富山市高島 62-1) ☎076-441-2211（代）  
又は、  
高岡運転免許更新センター（高岡市駅南 4 丁目 1-22）☎0766-26-8080  
及び県内各警察署交通課

### 事例紹介

#### 運転のチェックをしてもらって、運転をやめたCさん

Cさんはアルツハイマー病と診断された後も車の運転をやめませんでした。しかし、一時停止の場所で止まらなかったり、車線をまたいで走行したりなど事故につながりかねない場面がみられるようになったので、運転状況をチェックするため、ドライブレコーダーをつけて運転してその様子を分析してもらいました。その結果、健康な人に比べて、一時不停止、信号無視などが多いことがわかり、家族や主治医の説得もあり、運転をやめることにしました。

## ① 仕事を続けるために

認知症が早期に診断された場合、業務内容によっては、仕事の工夫や周囲のサポートがあれば仕事の継続が可能になることもあります。いったん退職すると再就職するのはとても困難になります。

直ぐに「退職」を決めずに、職場の人と話し合ったり、診断を受けた病院のソーシャルワーカーや若年性認知症の相談窓口(P25)に相談してみましょう。

### 職場の理解と協力を得ることが大切です

- ・職場の人たちに病気の事を打ち明けるかどうかを、家族と相談しましょう。打ち明ける場合は、家族から上司に病状を説明してもらうことも有効かも知れません。
- ・初期でまだ業務に支障がないと医師から言われた場合、医師から職場の上司へ説明をしてもらい、職場の理解と協力を得る方法も考えてみましょう。
- ・障害者手帳を取得した場合、適したところに配置転換してもらうことが望ましい場合もあります。そのようにして、雇用継続が可能かどうか、事業主に相談してみる事も考えてみましょう。

富山県若年性認知症相談・支援センターでは就労についての相談にも応じています (P25・31)

### 事例紹介

#### 仕事でのミスが重なり退職しました

Dさんは長年水道工事の仕事をしていましたが、ある時、工事現場から会社に戻れなくなることがあります。仕事中に次の手順がわからなくなったり、頭の中が真っ白になると感じることがあり、次第に仕事上の失敗も増えたため、病院を受診したところ、アルツハイマー型認知症の診断を受けました。Dさんは、職場の上司や主治医などと話し合って、できるだけ仕事を続けたいと意思を伝えました。会社では、内勤の多い部署に配置し、転換し、慣れた工事の補佐的な仕事内容にする、声掛けや確認など同僚の協力を得て、働き続けることができました。次第に簡単な仕事も難しくなり、通勤が困難になってきたことから、本人も仕事を続けることが辛くなり休職しましたが、復職は難しく、退職することとなりました。



## ② 休職・退職した時の支援

仕事を長期間休む場合や、退職した場合に利用できる制度について把握しておくと安心です。

- **休職した場合**
  - ・給料が支払われていなくても社会保険料(健康保険+厚生年金保険)は払わなければなりません。
  - ・支給要件を満たせば<sup>①</sup>傷病手当金を受けられます。
- **退職した場合**
  - ・<sup>②</sup>雇用保険給付を受けられる場合もあります。また、初診後1年6ヶ月を経過し、一定の条件を満たせば、障害年金(P21)の申請ができます。

### ① 傷病手当金(健康保険)

傷病手当金は、全国保険協会(協会けんぽ)又は健康保険組合に加入しているご本人(被保険者)が、若年性認知症などの病気や業務外のけがで仕事を休み、給料がもらえない時に、その間の生活保障をするための「現金給付制度」です。

**〈支給期間〉** 病気やケガなどで、3日連続で休んだ場合に4日目以降支給。最長1年6ヶ月まで。

**〈対象者〉**

- ・業務外の病気やケガの療養のために入院、または自宅療養の状態であること。
- ・仕事に就くことができないこと(労務不能)
- ・最初に3日間連続で休み、4日目以降も就労できない事

申請窓口

会社の労務担当者、加入している健康保険の窓口

#### 一口メモ

- ・国民健康保険加入者(自営業の方など)には傷病手当金制度はありません。
- ・申請など実際の手続きの際には、上記の窓口や会社の労務担当者、病院の相談室などに相談しながら進めた方がよいでしょう。
- ・資格喪失日の前日(退職日)まで被保険者期間が継続して1年以上あり、退職日に傷病手当金を受けているか、受けられる状態であれば、退職後も引き続き傷病手当金を受けられます。
- ただし、退職日に出勤すると継続支給できなくなってしまいますので、注意してください。

### ② 雇用保険(失業給付)

雇用保険の被保険者の方が、離職後、失業中の生活を心配せず、新しい仕事を探し、再就職するために支給されるものです。ハローワークに必要書類を提出し、求職の申し込みを行い、受給資格の決定が行われます。病気などで、すぐに就職できない時は、届け出ることにより受給期間を延長することができます。

※障害者は、就職困難者として給付期間が長く設定されています。

相談・申請窓口

居住地を管轄するハローワーク (P28)

### ③公的年金の手続き

退職した場合、加入している年金によって手続きが必要になります。

- 厚生年金に加入していた場合は、第1号被保険者として国民年金に加入するか、配偶者の加入する厚生年金の被扶養配偶者として第3号被保険者の手続きを行います。
- 失業など、特別な事情がある方は国民年金保険料が免除される場合があります。

#### 【国民年金保険料免除】

国民年金保険料を納めることが経済的に困難な方が対象です。

相談・申請窓口

居住地の市町村（国民年金担当課）（P29）

#### 【国民年金の第3号被保険者制度】

厚生年金被保険者の被扶養配偶者は、20歳から60歳の間、第3号被保険者として国民年金に加入することができる場合があります。

相談・申請窓口

配偶者等が加入している会社の厚生年金担当、年金事務所（P29）

### ④公的医療保険の手続き

失業時点で75歳未満の方は、公的医療保険の切り替えが必要です。加入できるもののうち、保険料の負担や給付内容を考慮して選択しましょう。

特別な理由で退職した方は、国民健康保険の保険料が軽減される場合があります。

#### 【加入方法と申請窓口】

1. 加入していた公的保険（被用者保険）の任意継続制度（最長2年まで）を利用する

問い合わせ・申請先

現在加入している健康保険組合 協会けんぽなど

2. 国民健康保険に加入する

問い合わせ・申請先

お住いの市町村（国民健康保険担当課）（P29）

3. 家族の加入している公的医療保険（被用者保険）の被扶養者になる

問い合わせ・申請先

家族の加入している健康保険組合

### ③ 再就職したいとき

- 復職や再就職を検討する場合：まず、主治医や病院のソーシャルワーカー等に相談しましょう。
- 再就職先や職業訓練等を検討する場合：ハローワークの障害者就労担当窓口、障害者就労等の相談支援機関や障害者職業センター等への相談が考えられます。
- 一般就労が難しい場合：簡単なアルバイトをしたり、障害福祉サービスの※就労継続支援事業所などの利用なども考えられます。

\*【就労継続支援事業所(障害福祉サービス)での就労も一つの方法です】

一般企業等で就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。A型(雇用型)とB型(非雇用型)の2種類があります。どちらも職業指導員や生活支援員がいて仕事の指導や生活支援を行います。

A型は、就労の機会を提供する場で一般就労近い環境です。雇用契約を結び最低賃金が保証されます。

B型は、就労より、訓練やリハビリを目的とした日中の活動の場です。作業量に応じて一定の報酬が支払われます。雇用契約はありません。

\*見学や体験をして作業の内容や事業所の雰囲気が本人に合うかどうか確認しましょう。

相談窓口

ハローワーク (P28)、市町村 (障害福祉担当課) (P29)、障害者就業・生活支援センター (P28)、障害者職業センター (P28)、各事業所、など

事例紹介

就労継続支援事業所で働く

Eさんは、病院のソーシャルワーカーの勧めで就労継続支援事業所で働くことになりました。記録力や計算などは困難な面がありますが、仕事への意欲があり、自信の回復が見込めると考えられたためです。就労支援事業所では、若年性認知症の人を受け入れるのは初めてであり、職員にも他の利用者にも戸惑いはあるましたが、ソーシャルワーカーと連絡を取り合い、体験利用から正式利用へつながっていきました。Eさんの仕事は、病院で使うリネンの回収、納品、洗濯、タオルたたみなどです。元の仕事とは全く違うことなので、事業所では本人のプライドにも配慮して対応していました。



# 社会とのつながりを持ち続けるために

若年性認知症の人が発症により仕事を退職したり、趣味などの活動もやめてしまうことで、社会とのつながりが少なくなることにより、病気の進行を早めやすくなります。病気の進行を遅らせるためにも、定期的に外出し活動する場所をつくり、家族以外の人と交流したり、生活リズムを持つことがとても大切です。社会につながる場は、生活の工夫や社会資源の情報など、病院や相談機関では得られない情報が得られる場もあります。

## ① ボランティアや趣味、習い事、余暇活動など

これまで続けてきた趣味や習い事はできるだけ継続したり、再開することで、その仲間とつながることができます。また、ボランティア活動などに参加することで、社会とのつながりを持つことができます。若年性認知症の方は、仕事などを辞めた後、ちょっとしたサポートがあれば、できることが多く、体力もあるので、積極的にそういった場に参加するようにしましょう。



### 一口メモ

- \* 趣味や習い事、ボランティア活動などを長く続けるには、周囲の方に病気を理解してもらうことが大切です。
- \* 旅行やスポーツ等を続けるために、更衣や排泄などの見守り支援が必要な場合は同性の同行者がいると良いでしょう。

## ② 若年性認知症の本人と家族の交流会

富山県若年性認知症相談・支援センターでは、若年性認知症の方と家族が、公的サポートだけでは解決しない生活面や心の問題等について情報交換と交流できる場として、『若年性認知症の本人と家族の交流会』を開催しています。

開催は、年2～3回で、参加を希望される方には案内を送ります。

問い合わせ先

富山県若年性認知症相談・支援センター (P25・31)

## ③ 認知症カフェ

年齢に関係なく認知症の方やサポーター等地域の方が集う場です。  
若年性認知症の方が、ボランティアとして参加しているカフェもあります。  
県内の認知症カフェは「富山県高齢福祉課」から検索できます。

(<http://www.pref.toyama.jp>)

問い合わせ先

お住いの市町村(介護保険担当課) (P29)  
最寄りの地域包括支援センター (P26)

## ④ 認知症の人と家族の会 富山県支部

認知症の人と家族・支援者たちが共に楽しみながら、安心できる居場所として、つどいや認知症力フェ(富山・高岡・朝日・井波)、本人と家族が共に過ごす「本人交流会」、認知症を正しく理解する啓発講演会・研修会等を開催している当事者団体です。

詳細は下記へお尋ねください。

参加申し込み・  
問い合わせ先

TEL 076-441-8998 (夜間電話相談 毎日 午後8時~11時)  
(富山市明輪町1-242-601)

## ⑤ サービスを利用した活動の場

### 【就労継続支援事業所(障害者総合支援法による障害福祉サービス)】

- 就労継続支援事業所(A型・B型)…(P17)

### 【介護保険サービス】(P23)

年齢が若いことで、本人が、高齢者が多い介護保険のデイサービスにはなかなかはじめないイメージがあるかもしれません、若年の方が通所されている施設もあります。

- 通所介護(デイサービス)など

### 事例紹介

#### 症状が進行し、就労継続支援事業所から介護サービスの利用へ

Fさんは、就労継続支援事業所で週5日仕事をし、生き生きと過ごしていました。戸外の仕事が好きなFさんは、シルバー人材センターの協力で、近くの施設の木の剪定や草取りなどの屋外作業をするようになり、汗だくで頑張っていました。しかし、1年を過ぎる頃から、屋外作業が負担になり、体調不良のため、欠勤や作業中休憩することが増えてきました。次第に何をするにも時間がかかり、手順がわからなくなり、3年目に入る頃には、意欲の低下がみられるようになりました。欠勤が増え、作業が本人にとってストレスになっている様子から、家族やスタッフ、障害者の相談支援員、ケースワーカー等との話し合いで、要介護認定を申請し、デイサービスの利用を始めました。



# 医療費の助成制度

## ① 自立支援医療(精神通院医療)

認知症を含む精神疾患で通院による精神医療を続ける必要がある方に通院のための医療費の自己負担を軽減する制度があります。

申請・相談窓口

お住いの市町村の障害福祉担当課 (P29)



### 一口メモ

- ・通院による精神科疾患にかかる医療・調剤・往診・精神科デイケア・訪問看護が対象となります。
- ・詳細は、お住いの市町村のホームページをご覧ください。

## ② 高額療養費制度

医療費の家計負担が重くならないように、医療機関や薬局の窓口で支払う医療費が1か月(暦月:1日から末日まで)で上限額を超えた分を免除される制度です。自己申請が必要です。

申請・相談窓口

加入している健康保険組合、お住いの市町村(国民健康保険担当課)等

## ③ 特定医療費(指定難病)助成制度

前頭側頭葉型変性症と診断された場合、該当します。

相談・申請窓口

医療機関 厚生センター 富山市保健所 (P30)

## ④ 高額医療・高額介護合算療養費制度

公的医療保険と介護保険の自己負担額を合算し、1年間(8月から翌年の7月末)の合計額が自己負担限度額を超えた場合に、超えた額が払い戻される制度です。

〈対象者〉 同じ世帯で同じ公的医療保険の加入者で医療保険と介護保険の自己負担があり1年間の合計額が自己負担限度額を超える方

〈申請〉 市町村の介護保険窓口で介護保険の自己負担額証明の交付を受け、その自己負担額証明書を添付して7月31日時点で加入している公的医療保険に申請します。

相談・申請窓口

お住いの市町村(介護保険担当課) (P29)

## ① 障害年金〈障害基礎年金・障害厚生年金〉

年金加入中に病気やケガをし、障害が残り、日常生活や労働に支障が出た時に支給されます。

障害年金は、2階建て構造になっており、国民年金から支給される「障害基礎年金」は、1級障害と2級障害があります。一方、「障害厚生年金」は1級、2級、3級及び一時金として障害手当金があり、それぞれ、障害の程度によって決められます。

### 〈各障害年金とその該当者〉

※初診日に加入している年金により、受給できる年金が異なります

#### 障害基礎年金

国民年金加入者  
(自営業・サラリーマンの妻など)

#### 障害厚生年金

厚生年金加入者  
(会社員、公務員など)

#### 請求先

市町村役場  
年金事務所

年金事務所  
公務員は各共済組合

#### いつから請求できるか

初診日から起算して1年6ヶ月を経過した日または1年6ヶ月以内に症状が固定した日

\* 1年6ヶ月たった日に軽くて障害等級に該当しなくても、その後該当すれば、65歳までは請求して障害年金が受けられます。

\* 請求の申請前に、主治医に初診日や該当するかどうか等確認しましょう。

## ② 生活福祉資金貸付制度

所得の少ない世帯、障害者や介護を必要とする高齢者がいる世帯の生活の安定と経済的自立を図ることが出来るようにするために、資金を貸し付ける制度です。

資金の種類には、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金があります。それぞれの対象等、詳細は下記へお尋ねください。

#### 相談・申請先

お住まいの市町村社会福祉協議会  
富山県社会福祉協議会 HP から検索できます。  
URL (<http://www.toyama-shakyo.or.jp/>)

### ③ 税制における優遇制度等

医療費が高額になった場合や精神障害者保健福祉手帳を取得した場合などに、所得税や住民税、自動車税など税で優遇制度を利用できる場合があります。詳細は、手帳交付時に窓口でお尋ねください。

問い合わせ先

お住いの市町村（障害福祉担当課）、税務署など

### ④ 生命保険や住宅ローン・子どもの就学資金

#### 【生命保険】

##### 生命保険に加入している場合

契約内容と本人の状態に応じて保障が受けられる可能性があります。加入時期や加入会社によって保障内容が異なりますので、加入している保険の契約内容を一度確認しておくと安心です。

##### 保険料が経済的に負担になる場合

掛け金を減らしたり、保険料の納付は終了して契約のみ残す方法もあるので、保険会社に相談しましょう。

問い合わせ先

加入している保険会社の相談窓口

#### 【住宅ローン】

失業などで、住宅ローンの返済が難しい場合は、借入れ先にご相談ください。月々の返済が減額になる場合があります。

問い合わせ先

契約した金融機関の担当者など

#### 【子どもの就学資金】

親が若年性認知症の場合、子どもが未成年であったり、就学への影響がある場合があります。子どもの就学に関する費用の支援が必要な場合は、国の制度として、日本政策金融公庫が行っている教育ローン、日本学生支援機構奨学金などがあり、各都道府県や学校でも奨学金や学資免除を受けられる場合があります。

問い合わせ先

教育ローンセンター

0570-008656

日本学生支援機構

0570-666-301

## ① 精神障害者保健福祉手帳

- 認知症と診断されると取得できる手帳です。この手帳により、必要なサービスを受けるための条件があることを証明したり、企業の障害者雇用枠として働き続けることが可能となる場合があります。等級によって受けられるサービス等が異なります。
- 受けられるサービスには、税制の優遇措置、公共交通料金や施設の利用料の割引等があり、詳細は窓口でお尋ねください。

\* 手帳の申請には申請書や医師の診断書が必要です。まずは、市町村の窓口や病院の相談室で相談しましょう。  
\* 新規申請の場合、医療機関に認知症で初めてかかった日(初診日)から6ヶ月以上経過していることが必要です。

相談・申請窓口

お住いの市町村（障害福祉担当課）（P29）

## ② 介護保険サービス

- 病気の進行とともに、入浴や排せつ、着替え、食事など生活するうえで見守りや声かけ、手伝いなどが必要な場面が多くなります。その時は、介護保険サービスの活用を検討しましょう。自宅で介護している場合に利用できる介護保険サービスには以下のようなものがあります。この他に、施設で暮らしながら受ける介護保険サービスもあります。
- 介護保険制度では、介護サービスを利用した時は、かかった費用に対し所得に応じた自己負担があります。
- サービスを利用できるのは一般的に65歳からですが、若年性認知症と診断された場合は、40歳から利用できます。

### 自宅で受けるサービス

- ホームヘルプサービス（訪問介護）  
ホームヘルパーなどが家庭を訪問し、介護や家事の援助をします。
- 訪問看護  
医師の指示のもと、看護師などが家庭を訪問し、療養上のお世話をします。

### 施設に短期間入所して受けるサービス

- ショートステイ（短期入所生活介護・短期入所療養介護）  
短期間、介護老人福祉施設や介護老人保健施設などに入所して、日常生活の介護やリハビリなどを受けます。

### 施設に通って受けるサービス

- デイサービス（通所介護）  
デイサービスセンターなどの施設で、日常生活に必要なお世話をします（日帰り）。
- デイケア（通所リハビリ）  
介護老人保健施設などで、理学療法士や作業療法士がリハビリを行います（日帰り）。

### 施設に入所して受けるサービス

- 介護老人保健施設
- 介護老人福祉施設
- グループホーム  
(認知症対応型共同生活介護)

※この他にも、小規模多機能施設などのサービスもあります。担当ケアマネジャーに相談しましょう。

- \* 申請を検討する場合は、お住いの地域包括支援センターに相談しましょう。申請についての相談や申請代行のほか、どのようなサービスの利用が考えられるか、近くにどのようなケアマネジャーや介護事業所があるかといった情報提供を受けられます。
- \* 申請後に調査員が訪問し、認定調査が行われます。認知症の症状を正確に伝えるために、あらかじめ普段の様子をメモしておくなど、調査員にしっかり伝えることが大切です。

相談窓口

地域包括支援センター (P26・27)

### ③ 権利擁護

- 認知症や精神障害などで判断能力が不十分な方が、金銭管理や財産管理、福祉サービスの利用援助など、本人の権利を守るために支援が必要な状況が出てくることもあります。

#### 【日常生活自立支援事業】

- 判断能力が不十分な人を対象に、本人との契約に基づき、次のような支援を行います。
- ①福祉サービスの利用援助
  - ②日常的な金銭管理サービス
  - ③書類等の預かりサービス(保管できる書類)
- 相談は無料ですが、サービスを利用する時は費用がかかります。

相談窓口

お住いの市町村の社会福祉協議会

#### 【成年後見制度】

- 認知症や精神障害などで判断能力が不十分な方を法律的に保護し、支援する制度です。財産管理や契約等の支援をします。本人の判断能力の程度により、下記の3つに分類されます(法定後見人)。

  - ①後見：本人の判断能力が全くない場合
  - ②保佐：判断能力が著しく不十分な場合
  - ③補助：判断能力が不十分な場合

成年後見制度の手続きや後見人に対する費用がかかります。

#### ● 成年後見人の仕事

本人の意思を尊重し、心身の状態や生活状況に配慮しながら、本人に代わって財産を管理したり、介護サービスなど必要な契約を結び、本人を保護・支援します。最も適任と考えられる人を家庭裁判所が選び、後見人は行ったことを裁判所に報告します。

相談窓口

地域包括支援センター (P26・27)、法テラス富山、家庭裁判所等

富山家庭裁判所	富山市西田地方町2-9-1	☎076-421-8162
高岡支部	富山県高岡市中川本町10-6	☎0766-22-5230
魚津支部	富山県魚津市本町1-10-60	☎0765-22-0160
砺波出張所	富山県砺波市広上町8-24	☎0763-32-2118
法テラス富山	富山市長柄町3-4-1 富山県弁護士会館1F	☎0503383-5480

## 病気や生活・様々な制度について相談したいとき

\* 富山県若年性認知症相談・支援センター ..... ☎ 076-432-7501  
(住所:富山市安住町5-21 サンシップとやま5階)

\* 医療機関のソーシャルワーカー ..... かかっている病院の地域連携室など

\* 地域包括支援センター ..... 一覧は(P26・27)参照

\* 若年性認知症コールセンター ..... ☎ 0800-100-2707

## 専門の医療機関に相談したいとき

● 専門の医師がいる病院や「物忘れ外来」「認知症外来」がある医療機関を知りたい場合は、とやま医療情報ガイドのウェブサイトをご覧ください。

[とやま医療情報ガイド\(<https://www.qq.pref.toyama.jp/qq16/qqport/kenmintop/>\)](https://www.qq.pref.toyama.jp/qq16/qqport/kenmintop/)

各認知症疾患医療センターについては各センターの公式ウェブサイトをご覧ください。

谷野呉山病院認知症疾患医療センター

<http://www.wakeikai.com/ninchisho/>

高岡市民病院認知症疾患医療センター

<https://www.med-takaoka.jp/specialty-section/section/ninchisho/>

北陸病院認知症疾患医療センター

[https://www.hosp.go.jp/~hokuriku/section/cnt0\\_000044.html](https://www.hosp.go.jp/~hokuriku/section/cnt0_000044.html)

にいかわ認知症疾患医療センター(緑ヶ丘病院)

<http://www.umh.jp/info2.html>



## 県内の地域包括支援センター

地域包括支援センターの名称	住 所	電話番号
まちなか地域包括支援センター	富山市西田地方町2丁目10-11	076-461-8151
柳町・清水町地域包括支援センター	富山市清水町2丁目6-23	076-492-6611
堀川・光陽地域包括支援センター	富山市今泉西部町1-3	076-493-9111
東部・山室地域包括支援センター	富山市長江5丁目4-33	076-494-1220
新庄地域包括支援センター	富山市向新庄町4丁目14-48	076-451-8014
藤ノ木・山室中部地域包括支援センター	富山市大島3丁目177	076-492-3146
吳羽地域包括支援センター	富山市吉作1725	076-436-2117
婦中東地域包括支援センター	富山市婦中町下巒田90-1	076-466-0620
八尾北・山田地域包括支援センター	富山市八尾町福島4丁目71	076-454-6066
大沢野・細入地域包括支援センター	富山市下夕林237	076-467-3590
愛宕・安野屋地域包括支援センター	富山市牛島本町2丁目1-58	076-433-2405
堀川南地域包括支援センター	富山市本郷町262-14	076-411-7373
蛯川地域包括支援センター	富山市蛯川89	076-429-6602
奥田地域包括支援センター	富山市永楽町41-22	076-432-5762
奥田北地域包括支援センター	富山市下新北町6-45	076-433-8808
百塚地域包括支援センター	富山市石坂新830-1	076-433-8266
神明・五福地域包括支援センター	富山市鵜島字川原1907-1	076-433-8857
岩瀬・萩浦地域包括支援センター	富山市高畠町1丁目10-17	076-438-8483
大広田・浜黒崎地域包括支援センター	富山市横越180	076-437-8022
針原地域包括支援センター	富山市小西170	076-451-1200
豊田地域包括支援センター	富山市豊田町1丁目1-8	076-433-7870
広田地域包括支援センター	富山市飯野1-2	076-411-0231
新保・熊野地域包括支援センター	富山市栗山字沢下割900	076-429-6676
太田地域包括支援センター	富山市石屋237	076-422-3283
月岡地域包括支援センター	富山市上千俵町98-1	076-429-7151
和合地域包括支援センター	富山市布目1966-1	076-435-0524
水橋北地域包括支援センター	富山市水橋辻ヶ堂535	076-478-0311
水橋南地域包括支援センター	富山市水橋新堀1	076-479-2299
婦中西地域包括支援センター	富山市婦中町羽根1092-2	076-469-1050
八尾南地域包括支援センター	富山市八尾町乗嶺546	076-454-5506
大久保・船崎地域包括支援センター	富山市下大久保1530-1	076-468-8180

地域包括支援センターの名称	住 所	電話番号
大山地域包括支援センター	富山市花崎80	076-483-4188
伏木・太田地域包括支援センター	高岡市伏木国分1-10-10	0766-44-7885
守山・二上・能町地域包括支援センター	高岡市二上町1004	0766-25-0809
牧野地域包括支援センター	高岡市中曾根2343 グリーンモール中曾根B棟	0766-53-5110
横田・西条・成美地域包括支援センター	高岡市美幸町1-1-53	0766-27-7363
野村地域包括支援センター	高岡市野村921-1	0766-20-8920
高陵・下関地域包括支援センター	高岡市京田490	0766-26-7062
博労・川原地域包括支援センター	高岡市清水町1-7-30	0766-28-7717
木津・福田・佐野・二塚地域包括支援センター	高岡市蕨野町3	0766-31-0700
国吉・五位地域包括支援センター	高岡市上渡161	0766-31-5721
戸出・中田地域包括支援センター	高岡市醍醐1257	0766-62-1777
福岡地域包括支援センター	高岡市福岡町大滝22	0766-64-1186
魚津市地域包括支援センター	魚津市釈迦堂1-10-1	0765-23-1294
氷見市地域包括支援センター	氷見市鞍川1060番地	0766-74-8067
滑川市地域包括支援センター	滑川市寺家町104番地	076-476-9400
新湊西地域包括支援センター	射水市朴木211-1	0766-83-7171
新湊東地域包括支援センター	射水市七美891番地	0766-86-2125
小杉・下地域包括支援センター	射水市大江333番地1	0766-55-8217
小杉南地域包括支援センター	射水市中太閤山18丁目1番地2	0766-56-8725
大門・大島地域包括支援センター	射水市中村20番地	0766-52-0800
立山町地域包括支援センター	中新川郡立山町前沢1169番地	076-462-9088
上市町地域包括支援センター	中新川郡上市町湯上野8番地	076-473-2811
舟橋村地域包括支援センター	中新川郡舟橋村仏生寺55番地	076-464-1847
黒部市地域包括支援センター	黒部市三日市1301番地	0765-54-5002
黒部市東部地域包括支援センター	黒部市宇奈月町浦山2111番地	0765-65-1165
入善町地域包括支援センター	下新川郡入善町上野2803	0765-74-1073
朝日町地域包括支援センター	下新川郡朝日町道下1133 朝日町役場内	0765-83-1100
砺波市地域包括支援センター	砺波市栄町7-3	0763-33-1111
小矢部市地域包括支援センター	小矢部市鷺島15	0766-67-8605
南砺市地域包括支援センター	南砺市北川166-1	0763-23-2034

富山県HPからも検索できます。

([http://www.pref.toyama.jp/cms\\_sec/1211/kj00000050.html](http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1211/kj00000050.html))

## 認知症情報ホームページ

\* 認知症介護情報ネットワーク(DCネット) [HP\(<http://www.dcnet.gr.jp/>\)](http://www.dcnet.gr.jp/)

認知症介護研究・研修センターが運営するホームページで、介護に関する様々な知識が得られます。

\* WAM NET(ワムネット) [HP\(<http://www.wam.go.jp/>\)](http://www.wam.go.jp/)

全国の介護保険サービスを提供する事業者などを検索できます。

\* 県内の認知症カフェ 富山県高齢福祉課

(<http://www.pref.toyama.jp>)

## 就労関係

### 【県内ハローワーク(公共職業安定所)】

- ・富山公共職業安定所(富山市奥田新町45) ..... ☎ 076-431-8609
- ・高岡公共職業安定所(高岡市江尻字村中1193) ..... ☎ 0766-21-1515
- ・魚津公共職業安定所(魚津市新金屋1-12-31魚津合同庁舎1階) ..... ☎ 0765-24-0365
- ・砺波公共職業安定所(砺波市太郎丸1-2-5) ..... ☎ 0763-32-2914
- ・砺波公共職業安定所小矢部出張所(小矢部市綾子5185) ..... ☎ 0766-67-0310
- ・氷見公共職業安定所(氷見市朝日丘9-17) ..... ☎ 0766-74-0445
- ・滑川公共職業安定所(滑川市辰野11番地6) ..... ☎ 076-475-0324

### 【障害者就業・生活支援センター】

障がいの方の就職に向けた支援、在職者への支援、事業主に対する助言、日常・職業生活上の支援や助言をします。

- \* 富山障害者就業・生活支援センター(富山圏域) ..... ☎ 076-467-5093  
(住所:富山県富山市坂本3110番地 社会福祉法人 セーナー苑)
- \* 高岡障害者就業・生活支援センター(高岡圏域) ..... ☎ 0766-26-4566  
(住所:高岡市博労本町4番1号 ふれあい福祉センター2F)
- \* 新川障害者就業・生活支援センター(新川圏域) ..... ☎ 0765-78-1140  
(住所:富山県下新川郡入善町浦山新2208 社会福祉法人 新川むつみ園)
- \* 砺波障害者就業・生活支援センター(砺波圏域) ..... ☎ 0763-33-1552  
(住所:富山県砺波市幸町1-7富山県砺波総合庁舎1F 障害者サポートセンターきらり)

### 【障害者職業センター】

就職や職場復帰を目指す方、障害者雇用を検討している(雇用している)事業主の方、障がいのある方の就労を支援する関係機関に対して、支援・サービスを提供します。

◇独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構富山支部 富山障害者職業センター

(住所:富山市桜橋通り1-18 北日本桜橋ビル(旧住友生命富山ビル)7階) ..... ☎ 076-413-5515

## 年金関係

◇県内の年金事務所などは以下のウェブサイトをご覧ください。

日本年金機構HP (<http://www.nenkin.go.jp/section/soudan/toyama/index.html>)

- \* **富山年金事務所**(住所:富山市牛島新町7-1) ..... ☎ 076-441-3926  
管轄エリア :富山市
- \* **高岡年金事務所**(住所:高岡市中川園町11-20) ..... ☎ 0766-21-4180  
管轄エリア :高岡市 氷見市 射水市
- \* **魚津年金事務所**(住所:魚津市本江1683-7) ..... ☎ 0765-24-5153  
管轄エリア :魚津市 滑川市 黒部市 中新川郡 下新川郡
- \* **砺波年金事務所**(住所:砺波市豊町2-2-12) ..... ☎ 0763-33-1725  
管轄エリア :砺波市 小矢部市 南砺市
- \* **街角の年金相談センター富山** ..... ☎ 076-444-1165  
(住所:富山市稻荷元町2-11-1 アピアショッピングセンター2階)

## 県内市町村の代表電話番号

市町村名	郵便番号	所 在 地	代表番号
富山市	930-8510	富山市新桜町7-38	(076)431-6111
高岡市	933-8601	高岡市広小路7-50	(0766)20-1111
魚津市	937-8555	魚津市釈迦堂1-10-1	(0765)23-1010
氷見市	935-8686	氷見市鞍川1060	(0766)74-8100
滑川市	936-8601	滑川市寺家町104	(076)475-2111
黒部市	938-8555	黒部市三日市1301	(0765)54-2111
砺波市	939-1398	砺波市栄町 7-3	(0763)33-1111
小矢部市	932-8611	小矢部市本町1-1	(0766)67-1760
南砺市	939-1596	南砺市苗島4880	(0763)23-2003
射水市	939-0294	射水市新開発410-1	(0766)51-6600
舟橋村	930-0295	中新川郡舟橋村仏生寺55	(076)464-1121
上市町	930-0393	中新川郡上市町法音寺1	(076)472-1111
立山町	930-0292	中新川郡立山町前沢2440	(076)463-1121
入善町	939-0693	下新川郡入善町入膳3255	(0765)72-1100
朝日町	939-0793	下新川郡朝日町道下1133	(0765)83-1100

## 厚生センター及び保健所

富山県新川厚生センター  
富山県新川厚生センター 魚津支所  
富山県中部厚生センター  
富山県高岡厚生センター  
富山県高岡厚生センター 射水支所  
富山県高岡厚生センター 氷見支所  
富山県砺波厚生センター  
富山県砺波厚生センター 小矢部支所  
富山市保健所

黒部市堀切新343  
魚津市本江1397  
中新川郡上市町横法音寺40  
高岡市赤祖父211  
射水市戸破1875-1  
氷見市幸町34-9  
南砺市高儀147  
小矢部市綾子260-1  
富山市蟻川459-1  
  
☎ 0765-52-1224  
☎ 0765-24-0359  
☎ 076-472-1234  
☎ 0766-26-8413  
☎ 0766-56-2666  
☎ 0766-74-1780  
☎ 0763-22-3511  
☎ 0766-67-1070  
☎ 076-428-1155



〈引用・参考資料〉

- ・「若年性認知症ハンドブック」(改訂版)及び「若年性認知症ってなんだろう」(改訂3版)  
社会福祉法人 仁至会認知症介護研究・研修大府センター編集

# 富山県若年性認知症 相談・支援センター

ご本人やご家族が直面する様々な悩みや不安に、医療、介護・福祉・行政・労働等の関係者と連携しながらサポートします。



お気軽にご相談ください

**076-432-7501**

電話相談 月～金曜日 9:00～16:30

土曜日 13:00～16:00

面接相談 予約制(日・祝祭日・年末年始は休み)

URL <https://www.toyama-shakyo.or.jp/jyakunin/>

## 地図・交通のご案内



〒930-0094 富山県富山市安住町5-21

富山県総合福祉会館(サンシップとやま)5階

富山県難病相談・支援センター内

### 〈交通のご案内〉

- 富山駅から徒歩15分
- 富山駅から市電「県庁前」下車徒歩2分
- 駐車場はありますが、満車で駐車できないことがありますので、なるべく公共交通機関をご利用下さい

若年性認知症ハンドブック  
～本人と家族の方へ～

発行:平成30年3月

――――発 行――――  
富山県厚生部高齢福祉課  
――――編 集――――  
富山県若年性認知症相談・支援センター

〒930-0094  
富山市安住町5番21号  
富山県総合福祉会館(サンシップとやま5階)  
電話076-432-7501